

12. 上智大学院学則 (抄)

13. 上智大学大学院国外留学に関する細則 (抄)

14. 上智大学大学院研究指導に関する細則

15. 上智大学学位規程

16. 課程博士の学位申請に関する特例 (内規)

17. 上智大学学則 (抜粋)

上智大学大学院学則 (抄)
上智大学大学院国外留学に関する細則 (抄)
上智大学大学院研究指導に関する細則
上智大学学位規程
課程博士の学位申請に関する特例 (内規)
上智大学学則 (抜粋)

12. 上智大学大学院学則（抄）

(平成 23 年 4 月 1 日改正施行予定)

※上智大学大学院学則全文は、公式ホームページに公開しています。

第 1 章 総 則

(設 置)

第 1 条 上智大学学則第 5 条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」（以下「本大学院」という。）と称する。

(課 程)

第 2 条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

(標準修業年限)

第 3 条 博士課程の標準修業年限を 5 年、修士課程の標準修業年限を 2 年とする。

2 博士課程は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程を博士前期課程、後期 3 年の課程を博士後期課程（以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。）という。）という。

3 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の標準修業年限は 3 年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（法学既修者）については、30 単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮することとする。

(在学期間の上限)

第 3 条の 2 本大学院の在学期間は、休学期間を除き 9 年を限度とし、前期課程及び修士課程においては 4 年、後期課程においては 5 年の期間を、それぞれ超えることができない。

2 専門職学位課程については、別に定める。

(課程の目的)

第 4 条 博士課程は、キリスト教精神を基盤とし、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 前期課程及び修士課程は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、キリスト教精神を基盤とし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(自己評価等)

第 4 条の 2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 前 2 項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第 4 条の 3 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

(研究科及び専攻)

第 5 条 本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
哲学研究科	哲学専攻	
文学研究科	教育学専攻	後期課程
	心理学専攻	後期課程
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
	社会学専攻	後期課程
	文化交渉学専攻	
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
	看護学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
	経済制度・組織専攻	後期課程
外国語学研究科	言語学専攻	
	国際関係論専攻	後期課程
	地域研究専攻	後期課程
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
理工学研究科	理工学専攻	
	機械工学専攻	後期課程
	電気・電子工学専攻	後期課程
	数学専攻	後期課程
	生物科学専攻	後期課程
地球環境学研究科	地球環境学専攻	

ただし、文学研究科教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻、経済学研究科経済制度・組織専攻並びに外国語学研究科国際関係論専攻、地域研究専攻、理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、数学専攻、生物科学専攻については、第 26 条に定める入学者の募集を停止する。

- 2 前項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第 4 条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別表第 1 において個別に定める。
 - 3 前項に規定する以外の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。
- (収容定員)

第 6 条 各研究科の収容定員は、次の表（略）のとおりとする。

第2章 大学院委員会及び研究科委員会

(大学院委員会)

第7条 本大学院に、大学院委員会を置く。

(大学院委員会の組織及び任期)

第8条 大学院委員会は、学長、副学長、学事センター長、入学センター長、国際交流センター長、各研究科委員長及び各専攻主任をもって組織する。

2 単一専攻の研究科において、研究科委員長が専攻主任を兼ねる場合には、ほかに委員1名を選出することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学院委員長)

第9条 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたる。

2 委員長は大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、あらかじめ代行者を指名し、その職務を代行させることができる。

(大学院委員会の審議事項)

第10条 大学院委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学位の授与に関する事項
- (2) 研究科、専攻及び課程の設置、廃止に関する事項
- (3) 各研究科に共通する事項
- (4) 各研究科相互の連絡調整に関する事項
- (5) 大学院学則及び諸規則の変更に関する事項
- (6) その他、大学院に関する重要な事項

(研究科委員会)

第11条 各研究科に研究科委員会を置き、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

2 研究科委員会の委員長は、当該研究科委員会において互選する。

3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究科委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 人事に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他、研究科に関する事項

5 各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

(専攻)

第12条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。

2 各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

第13条 本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

第3章 教育方法等

(教育方法等)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。

- 2 授業科目の編成は、別表第2（略）に定める。
3 研究指導に関する細目は、別に定める。

（単位の計算基準）

第15条 各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。

（指導教員）

第16条 各専攻は、所属する学生に対し、各々専任教員1名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。

（授業科目の履修）

第17条 各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、8単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

（単位認定）

第18条 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

- 4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、30単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

（研究指導）

第19条 研究指導は、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める教員が行うものとする。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導をうける期間は、1年を超えないものとする。

- 3 前条第1項及び第2項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。

（教育職員免許）

第20条 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第3（略）に定めるところによる。

第4章 課程の修了要件

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第21条 修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（博士課程の修了要件）

第21条の2 本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に5年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における標準修業年限期間を含む。）以上在学し、30単位以上（修士課程、前期課程又は専門職学位課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績

を上げた者については、本大学院に3年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上（修士課程又は前期課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の本大学院の後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、65単位以上を修得することとする。

- 2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

第22条 学位論文の審査方法等については、別に定める。

第23条 学位に関する試験の方法等については、別に定める。

第5章 学位

（学位に関する細目）

第24条 学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

（授与学位の種類）

第25条 本大学院を修了した者には、上智大学学位規程の定めるところにより、博士及び修士の学位を授与する。

学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野
神学研究科	神学専攻	神学	
	組織神学専攻		神学
哲学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
文学研究科	教育学専攻		教育学
	心理学専攻		心理学
	史学専攻	史学	史学
	国文学専攻	文学	文学
	英米文学専攻	文学	文学
	ドイツ文学専攻	文学	文学
	フランス文学専攻	文学	文学
	新聞学専攻	新聞学	新聞学
	社会学専攻		社会学
			社会福祉学
	文化交渉学専攻	文学	文学
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学
	心理学専攻	心理学	心理学
	社会学専攻	社会学	社会学
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学
	看護学専攻	看護学	
法学研究科	法律学専攻	法学	法学
	法曹養成専攻（法科大学院）	法務博士（専門職）	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学
		経営学	
	経営学専攻	経営学	経営学
	経済制度・組織専攻		経済学
			経営学

外国語学研究科	言語学専攻	言語学	言語学
	国際関係論専攻		国際関係論
	地域研究専攻		地域研究
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論
	地域研究専攻	地域研究	地域研究
	グローバル社会専攻	比較日本研究 国際経営開発学 グローバル社会研究	グローバル社会研究
理工学研究科	理工学専攻	理学 工学	理学 工学
	機械工学専攻		工学
	電気・電子工学専攻		工学
	数学専攻		理学
	生物科学専攻		理学
地球環境学研究科	地球環境学専攻	環境学	環境学

2 前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

第6章 入学、進学、編入学、休学、退学及び再入学

(入学資格)

第26条 本大学院の前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 大学教育修了までの学校教育の課程が15年である国において修了した者で、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (8) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 後期課程に進学又は編入学することのできる者は、修士の学位、専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。

3 前項の場合において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(選抜試験)

第27条 前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

2 外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

(休学、復学及び退学の願い出)

第28条 休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願い書を提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1学期または1学年を区分とし博士課程通算5年を超えることができない。ただし、修士課程及び専門職学位課程においては、2年を限度とする。

- 3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。
- 4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

(留 年)

第28条の2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合又は各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

(退 学)

第29条 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

- (1) 授業料その他、学費を納入しない者
- (2) 第3条の2に定める在学期間の上限を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定事由は、各研究科において、別に定める。

(再入学)

第30条 本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願い書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 再入学の願いが出た場合は、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

(入学時期)

第31条 本大学院の入学時期は、学年の初めとする。

- 2 前項にかかわらず、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び地球環境学研究科地球環境学専攻の入学時期は、各学期の初めとする。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第33条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第33条の2 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第33条の3 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第5号から第7号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日（11月1日）
- (4) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (5) 春期休業
- (6) 夏期休業
- (7) 冬期休業

- 2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

- 3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第8章 交換留学生、特別聴講生、聴講生及び研究生

(交換留学生)

第34条 本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。

(特別聴講生)

第35条 本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受け入れを許可することができる。

(聴講生)

第36条 本大学院の特定の授業科目について聴講を願い出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第36条の2 本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第37条 本大学院において特定事項の研究を願い出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

第9章 入学納付金及び授業料等納付金

(入学手続)

第38条 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別表第4で定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

(授業料等納付金)

第39条 本大学院在学生は、別表第4（略）の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きにより各学期の初めに分納することができる。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第4（略）のとおりとする。

第10章 そ の 他

(規定の準用)

第40条 本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定を準用する。

附 則

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。

〔文学研究科文化交渉学専攻の設置〕

〔総合人間科学研究科看護学専攻の設置〕

〔理工学研究科生物科学専攻博士前期課程廃止〕

〔理工学研究科応用化学専攻博士後期課程の廃止〕

〔理工学研究科化学専攻博士後期課程の廃止〕

〔理工学研究科物理学専攻博士後期課程の廃止〕

〔収容定員の変更〕

〔大学院委員会組織の変更〕

〔学費改定〕

別表第1 研究科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的

研究科名	専攻名	研究科の目的
神学研究科	神学専攻 組織神学専攻	前期課程には、修士に加えてカトリック教会の教授資格(STL)を与える組織神学コース、聖書研究の方法論を身につける聖書神学コース(M.Bibを授与)及び宣教や司牧の実践について学ぶ実践神学コース(M.Divを授与)を設けるが、いずれも神学全般についての知識と理解を重視する。また研究者養成を主目的とする後期課程(条件を満たせばカトリック教会の学位STDを授与)においては、研究のみでなく教育訓練を課程に組み込む。カトリック司祭・修道者とカトリック学校での宗教科教員の養成、及び自己のキリスト教信仰を客観的・批判的に省察することにより教会に貢献できる人材養成を主目的とする。
哲学研究科	哲学専攻	古代から中世を経て現代へ至る西洋哲学の伝統を研究する。また芸術・文化・宗教のあり方を根本から考え、現代社会が直面する多様な倫理的問題に対して、原理的な仕方で掘り下げる。前期課程では、原典テクストの読解を中心に思想史研究の基本を学ぶ。後期課程は主として専門研究者の育成を目標とする。
文学研究科	史学専攻 国文学専攻 英米文学専攻 ドイツ文学専攻 フランス文学専攻 新聞学専攻 文化交渉学専攻	幅広い教養と柔軟な思考力を持ち、世界と未来に開かれた新しい知を創造する力を伸ばすために、文化の総体の探究、現代社会との連結、語学能力の重視に重点を置いた実践教育を行い、社会、文化の発展に貢献しうる人材を養成する。前期課程では、研究者の養成を目指すとともに、高度な専門知識によって職業的能力を向上させる。後期課程では、国際的な水準で広く活躍し、将来、各々の分野で研究・教育に携わる人材の育成を期する。
総合人間科学研究科	教育学専攻 心理学専攻 社会学専攻 社会福祉学専攻 看護学専攻	人間の尊厳を基盤とし、科学の知、臨床の知、政策・運営の知にかかわる学際的教育・研究を行い、理論と実践・臨床を両輪として社会に貢献しうる人材を育成する。前期課程では、実践・臨床の場で活躍できる高度専門職業人及びこれらの場を視野にいれた研究者の養成を目指し、後期課程では、実践・臨床的知見を踏まえ学問的に貢献しうる人材育成を目指す。
法学研究科	法律学専攻	本専攻は法学・政治学の研究者の養成、並びに、この素養を身につけた社会人を送り出すことを目的とする。現代社会では、研究者は自分の専門領域に特化しているだけで足りるものでなく、社会で生起するさまざまな問題を論理的に再構成し、より高度な問題を処理できる実務能力を身につけていかなければならない。社会人を積極的に受け入れ、研究者養成とともに、法学・政治学の素養を身につけた人材の養成を目指す。
法学研究科	法曹養成専攻	将来法曹(裁判官・検察官・弁護士)の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教的ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする。

研究科名	専攻名	研究科の目的
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻	経済学・経営学に関する深い学識を基礎に、実際的な応用能力を有する職業専門家、深い洞察力を備えた高い水準の研究者を育成する。前期課程修了者には、専門知識を活かして、研究やコンサルティングに従事したり、企業実務の第一線で活躍する高度専門職業人となることが期待される。後期課程修了者には、学術・研究機関において教育・研究に従事することが期待される。
外国語学研究科	言語学専攻	理論言語学、個別言語学、及び応用言語学に関して国際的視野で独創的研究を行える研究者を養成する。 また、言語聴覚障害学の基礎および臨床における研究者を養成する。 さらに、英語による授業を通じて、英語教育に携わる教師を養成する。
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻 地域研究専攻 グローバル社会専攻	国際関係の諸側面とそれらをめぐる諸問題を多角的に研究する国際関係論、アジア・中東・ラテンアメリカ地域等の内在的な理解を重視する地域研究、グローバル・イッシュに多面的にアプローチするグローバル社会専攻のそれぞれの方法論を活かし、相互に連関してグローバル化する現代世界を総合的に理解することのできる専門研究者及び高度専門職業人を育成する。
理工学研究科	理工学専攻	現代科学・技術の各学問領域でその進歩に寄与する専門性と、人間社会や地球環境に与える影響を総合的に捉える学際性とを併せ持つ、特色ある研究科を目指す。前期課程では学部教育との一貫性に配慮しながら、複合知と専門性を兼ね備えた知的能力を持ち、人間社会に貢献できる知的人材を育成する。後期課程では各専門分野で自立して研究を遂行できる研究者の養成を目的とする。
地球環境学研究科	地球環境学専攻	地球環境問題の解決にむけ、高い使命感をもち、社会科学と自然科学の知識を総合し、理論と実践を結び付ける優れた知力・学力を有する人材の育成を目指す。前期課程においては、高度専門的な職業を担う人材と知的素養に優れた人材を、後期課程においては、国際的な水準の地球環境学の教育・研究を目指す人材を養成する。

13. 上智大学大学院国外留学に関する細則（抄）

(趣旨)

第1条 この細則は、上智大学大学院学則第19条第3項に基づき、上智大学（以下「本学」という。）大学院学生の国外への留学に関し、必要な事項を定める。

(留学の定義)

第2条 この細則の留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 研究又は学修の必要から学長の許可を得て、外国の大学又はこれに相当する高等教育研究機関で、研究に従事し、又は正規の授業を受けるとき。
 - (2) 外国の大学等との協定に基づき、学長の許可を得て留学するとき。
- 2 前項第1号による留学を一般留学といい、第2号による留学を交換留学という。

(大学等との協定)

第3条 前条の大学等との協定には、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 協定期間
- (2) 交換についての条件
- (3) 履修可能な授業科目の範囲
- (4) 交換学生数
- (5) 学費及び納付方法
- (6) 奨学制度の有無
- (7) その他協定の実施に必要な事項

(留学の資格者)

第4条 留学の資格者は、次の基準に該当する者とする。

- (1) 本学の大学院に1か年以上在学していること
 - (2) 前期課程の場合には、本学において修得すべき授業科目10単位以上を修得した者
- 2 前項にかかわらず、専攻主任及び指導教員は、学生の研究指導上、留学することにより、研究又は学修の効果があがるものと判断した場合は、当該学生について、本学大学院に1学期在学していることと授業科目を10単位以上履修登録することを条件に留学の資格者とすることができます。

(出願の手続)

第5条 出願者は、必要な文書を添付した所定の留学願を提出しなければならない。

- 2 前項の留学願には、留学先大学等、滞在予定地、留学期間及び留学の目的等を明記し、かつ留学願を提出する前に所属の専攻主任（以下「所属専攻主任」という。）又は指導教員の指導により、留学先大学等で履修する科目・単位数又は研究内容等をあらかじめ検討し、これを文書として留学願に添付しなければならない。

(留学の許可)

第6条 前条の留学願は、所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決裁する。

- 2 留学を許可された場合は、出国までに留学先大学等の受入の許可書（写し）又は聽講の許可書（写し）を提出しなければならない。

(留学期間)

第7条 留学期間は、1学期又は1学年とする。ただし、研究及び教育上特に必要と認められた場合には、最長2年を限度とする。

- 2 留学期間の延長を希望する者は、許可された留学期間終了の1か月前までに、継続留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 3 留学期間の始期および終期は大学院学則第33条の2に定める春学期、秋学期の始期又は終期とし、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。
- 4 留学期間は在学期間に算入し、修行年限に算入することのできる期間は、1か年を限度とする。
- 5 留学期間中も学生は本学指導教員と連絡を密に取り、勉学の進捗状況及び生活状況等を隨時、報告しなければならない。

(留学終了の手続)

第8条 留学期間の満了した者は、帰国の日から1か月以内に、所定の帰国届に履修期間及び単位取得証明等（写し）又は受けた研究指導の報告書等を添付し、提出しなければならない。

(修得単位の換算)

第9条 留学期間に留学先大学等で修得した授業科目の単位を、本学において修得したものとして換算することを希望する者は、所属専攻主任又は指導教員の指導を経て単位換算願を提出しなければならない。

2 単位換算及び認定手続きについては別に定める。

(留学許可の取消し)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当する留学生について、留学先大学等の長と協議し、所属する研究科委員会の議を経て、留学の許可を取消すことができる。

- (1) 研究又は学修の実があがらないと認められる者
- (2) 学生査証が認められない者
- (3) その他学生としての本分に反した者

(学費の扱い)

第11条 留学期間に本学に収める学費については、別にこれを定める。

(事務の所管)

第12条 学生の国外留学に関する事務は、学事局学事センターおよび国際学術情報局国際交流センターが所管する。

(規程の改廃)

第13条 この細則の改廃は、学生留学委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この細則は、2009年（平成21年）4月1日から改正、施行する。

14. 上智大学大学院研究指導に関する細則

平成 23 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、上智大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、上智大学大学院における研究指導に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この細則における研究指導とは、大学院学則第 14 条第 1 項に規定する研究指導（学位論文の作成等に対する指導）のことをいい、次に掲げるものを内容とする。

- (1) 学位論文の構想、準備、執筆等の学位論文作成に関する指導
- (2) 専攻ごとの学位論文提出資格要件を満たすための指導
- (3) 学会報告や学会誌投稿に関する指導
- (4) その他、学位論文などの作成に関連する指導

(研究指導の履修)

第 3 条 学生は、在籍中毎学期、研究指導の履修登録を行わなければならない。ただし、交換留学又は一般留学をする場合には、当該履修登録を免除するものとする。

2 研究指導にかかる修得単位数は、0 単位とする。

3 研究指導の曜日及び時限等については、研究指導を行う教員とこれを受ける学生が個別に相談のうえ、決定するものとする。

(研究科及び専攻における取扱い)

第 4 条 研究科及び専攻は、この細則に定めるほか、研究指導に関する事項について、必要に応じて個別に規定することができる。

(事務の所管)

第 5 条 研究指導に関する事務は、学事局学事センターが所管する。

(細則の改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、大学院委員会の議を経て、学院の定める手続による。

附 則

- 1 この細則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2011年（平成23年）4月1日以降の入学者から適用する。

15. 上智大学学位規程（抄）

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

(博士)

第3条 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

(修士)

第4条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(専門職学位)

第4条の2 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則第21条の2により、博士課程を修了した者に授与する。

第6条 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学大学院学則第21条により、博士前期課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与の要件)

第7条の2 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

(専門職学位の授与要件)

第7条の3 法務博士（専門職）の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第8条 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

第9条 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

2 修士論文提出については、あらかじめ指導教員の承認を受けるものとする。

(申請方法及び申請書類)

第10条 博士後期課程（以下「後期課程」という。）に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。

4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(申請の受理)

第11条 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取り扱う。

2 第6条の規定による学位申請の受理は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。

- 4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。
- (1) 本学専任教職員
 - (2) 本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから1年以内に学位申請のあった者
- 5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。
- (論文審査委員会)
- 第12条** 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。
- 2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。
 - 3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。
 - 4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。
 - 5 前項の規程にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めたときは、当該研究科委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。

(論文の審査)

- 第12条の2** 論文審査委員会は、本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する論文の審査及び試験並びに第6条に規定する論文の審査及び学力の確認（以下、「試問」という）を行う。

- 2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

(試験)

- 第13条** 本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

- 2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。
- 3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。
- 4 外国語についての試験は、修士の場合は1か国語、博士の場合は2か国語を課する。
- 5 前項の規定にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

(試問)

- 第14条** 第6条に規定する学力の確認（試問）は、専攻学術と外国語について行う。

- 2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。
- 3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。
- 4 外国語についての試問は、2か国語を課する。
- 5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。
- 6 第6条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

- 第15条** 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

- 2 第5条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。
- 3 第7条の規定による修士の学位についても、第1項及び第2項の規定を準用する。

(研究科委員会の審議及び報告)

- 第16条** 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審議し、可決のものについては、学位授与議決願をもってその結果を大学院委員会に報告する。

- 2 前項の学位授与の議決は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

(大学院委員会の決定)

第17条 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき議決する。

2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 第5条、第7条で定める学位授与の議決は、本学大学院学則で定める修了の期日以前の大学院委員会で行う。

(学位の授与)

第18条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

2 第5条、第7条で定める学位の授与日は、本学大学院学則で定める修了の期日とする。

(論文要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を得て、当該論文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合、本学は当該論文の全文を求めて応じて閲覧に供する。

3 第2項の規定により論文を公表する場合には、上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「上智大学」と付記しなければならない。

2 学位の名称は、上智大学学則第58条2項に基づき別表1(略)のとおりとする。

3 学位の名称は、上智大学大学院学則第25条に基づき別表2(略)のとおりとする。

4 ただし、前項にかかわらず上智大学大学院学則第25条第2項にもとづき、「学術」の名称を付記することができる。

(学位授与の取消し)

第22条 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会において前項の議決をするには、委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。この場合、第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

(学位授与の報告)

第23条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

第24条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規程は、2011年(平成23年)4月1日から改正、施行する。

別記様式

<p>甲第 号 学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊞</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>	<p>一 (第五条による場合一・進学者)</p> <p>甲第 号 学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊞</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>
--	---

<p>乙第 号 学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学に学位論文を提出しその審査に合格し、かつ、所定の学力を有するものと認められるので、博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊞</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has submitted a dissertation and passed The required examinations GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>	<p>三 (第六条による場合)</p> <p>第 号 学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊞</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of BACHELOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>
---	--

五（課程博士）

<p>年 月 日</p> <p>上智大学長 氏 名殿</p> <p>氏 名印</p> <p>論文審査願</p> <p>学位規程第 10 条の規定により、 博士（〇〇）論文の審査をお願い いたします。</p>

六（論文博士）

<p>年 月 日</p> <p>上智大学長 氏 名殿</p> <p>氏 名印</p> <p>学位申請書</p> <p>学位規程第 10 条の規定により、 博士（〇〇）の学位授与を申請いたしました。</p>
--

七

論文目録		
学位申請者 氏名⑩		
論文		
1	題 目	
2	印刷公表の方法および時期	
3	部 数	
(参考論文)		
1	題 目	
2	印刷公表の方法および時期	
3	部 数	
年 月 日		

八

履歴書		
氏名⑩		
年 月 日生		
本籍		
現住所		
学歴		
年 月 日		
職歴		
年 月 日		
研究歴および研究業績		
年 月 日		

九
(第七条の三による場合)

第 号
学位記
氏名○○○○
○○○○年○○月○○日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので修士(専攻名)の学位を授与する
○○○○年○○月○○日
上智大学長 ○○ ○○ ⑩
SOPHIA UNIVERSITY
Tokyo, Japan
Confers the academic degree of
MASTER OF ○○○○○
Upon
JOCHI TARO
Who has satisfied all the
University's requirements
GIVEN UNDER THE SEAL OF
THE UNIVERSITY
this ○○th day of ○○20○○
signature
President ○○ ○○

16. 課程博士の学位申請に関する特例（内規）

第1条 この内規は上智大学大学院学位規定第5条に規定する博士の学位授与に関する特例について定める。

第2条 次の各号のいずれにも該当する者が退学後3年以内に学位論文を提出した場合には、課程博士の学位論文審査及び最終試験を受けることができるものとする。

- (1) 本学大学院の博士後期課程に在籍し、休学期間を除き3年以上在学し、学位を授与されずに退学した者。
- (2) 専攻の定める修了要件により所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者、又は専攻の定める修了要件により必要な研究指導を受けた者

第3条 この特例の適用を受けようとする者は、所定の「満期退学願」を、原則として、退学日の1か月前までに専攻主任に提出し、学長の決裁を受けなければならない。

第4条 第2条の取扱を受けようとする者は、所定の期日までに「課程博士学位論文提出申請書」を提出し、専攻主任、研究科委員長の審査を経て学長の決裁を受けなければならない。

第5条 この特例の適用を受ける者に係わる学位論文審査手数料等、学位請求に必要な費用については別に定める。

本内規に規定していない事項については、上智大学学位規定の定めるとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以降の入学者に適用する。

17. 上智大学学則（抜粋）

(平成 23 年 4 月 1 日改正施行予定)

※上智大学学則全文は、公式ホームページに公開しています。

第 1 章 設立目的及び使命

第 1 条 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

第 2 条 本学は、カトリシズムの精神にのっとり、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

4 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第 2 章 大学の組織

第 4 条 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神 学 部 神学科

文 学 部 哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科、社会福祉科

総合人間科学部 教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科

法 学 部 法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科

経 済 学 部 経済学科、経営学科

外 国 語 学 部 英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、イスパニア語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科

比較文化学部 比較文化学科

国際教養学部 国際教養学科

理 工 学 部 物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科、機械工学科、電気・電子工学科、数学学科、物理学科、化学科（化学専攻、応用化学専攻）

ただし、文学部社会福祉学科、比較文化学部比較文化学科並びに理工学部機械工学科、電気・電子工学科、数学学科、物理学科及び化学科については、第 24 条に定める入学者の募集を停止する。

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 第 1 項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第 2 条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

第 5 条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第 6 条 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

第 6 章 修業年限、学年、学期及び休業日

第 13 条 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては 4 年とする。

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 学期は、学年を分けて、春学期および秋学期とし、それぞれ次の期間とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第17条 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日（11月1日）

(5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）

(6) 春期休業

(7) 夏期休業

(8) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第7章 授業科目及び単位

第19条 授業科目的種類は、全学共通科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 授業科目の編成は、別表第2（略）に定める。

3 前項で定めるもののほか、教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第20条 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、前条別表第2（略）に定めるところによる。

第22条 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 1単位の計算基礎となる授業時間については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第8章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

第23条 入学時期は、学年の初めとする。

2 前項にかかわらず、国際教養学部の入学時期は、各学期の初めとする。

第24条 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると 本学が認めた者

2 入学の許可は、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

第25条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

(1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IBディプロマ及び成績評価証明書

(2) その他必要書類

2 既納の入学検定料は、返還しない。

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第27条 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」（日本国籍以外の国籍を有する者は、登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書の写し）

(3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書

(4) その他必要書類

第28条 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。

第29条 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

第30条 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

2 編入学者に関する事項については、別に定める。

第31条 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

2 転部科に関する事項は別に定める。

第32条 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

第33条 本学との間に協定がある国外大学か、又は学長が許可した学位授与権をもつ国外大学に留学を希望するがある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、これを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間中に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

第38条 本学に在学する年数は、8年を超えることができない。

2 前項の在学年数には、休学期間を含まないものとする。

第39条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければなら

ない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

第40条 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、教授会の議を経て学長が退学を決定する。

第9章 履修及び登録

第41条 全学共通科目については、外国語8単位、及び体育2単位を必修とし、合計30単位を修得しなければならない。

2 前項にかかわらず、神学部の全学共通科目については、外国語8単位、体育2単位、及び情報2単位を必修とし、合計30単位を修得しなければならない。

3 第1項にかかわらず、比較文化学部の全学共通科目については、人間学2単位、外国語8単位、体育2単位、及び情報2単位を必修とし、合計32単位（選択必修14単位を含む）を修得しなければならない。

4 第1項にかかわらず、理工学部の全学共通科目については、人間学2単位、外国語8単位、体育2単位、及び情報2単位を必修とし、合計30単位（選択必修6単位を含む）を修得しなければならない。

5 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、教授会の議を経て学科科目的単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を12単位とする。

6 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を4単位とする。

7 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目的範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目的履修を認めることができる。この場合において、当該科目的修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

第42条 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて94単位以上でなければならない。

3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目的単位で代えることができる。

第43条 前2条の定めにかかわらず、外国人留学生（第24条第3号又は第7号に該当する外国人で、大学教育を受けるために来日した者をいい、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は日本においてこれに相当する学校を卒業した者を除く。）については、外国語科目（全学共通科目及び学科科目的外国語）の単位のうち8単位を日本語又は日本事情に関する授業科目的単位で代えることができる。

2 前項にかかわらず、神学部における編入学生の履修方法については、別に定める。

第45条 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり、第19条別表第2（略）に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第3（略）の定めるところによる。

第46条 教職に関する科目的単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目的単位として計算することができる。

第47条 学芸員の資格を得ようとする者は、第19条別表第2（略）に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目的単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目的単位として計算することができる。

第49条 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

第50条 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第10章 試験及び卒業

第52条 試験は定期試験、臨時試験とし、定期試験は学期末に行う。

第 54 条 病気その他やむをえない事情で試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

第 55 条 授業科目の成績評価は、上位より A (100~90点) , B (89~80点) , C (79~70点) , D (69~60点) , F (59点以下) , P, X, I の評語をもって表示し、A, B, C, D, P を合格、F 及び X を不合格、I を評価保留とする。

2 前項にかかわらず、履修中止科目を W、認定科目を N と表示する。

3 第 1 項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (いわゆる Grade Point Average に相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。

4 前項に定める GPA は、成績評価のうち、A につき 4.0, B につき 3.0, C につき 2.0, D につき 1.0, F につき 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目 (W, N, P, X, I として表示された科目を除く) の総単位数で除して算出する。

第 57 条 第 13 条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業の期日は、毎年 3月31日又は9月20日とする。

3 卒業に必要な単位は、124 単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。 (略)

第 57 条の 2 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業 (以下、「早期卒業」という) を希望する場合は、当該学部の教授会の議を経て学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

第 58 条 卒業者には、学士の学位を与える。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野 (略) の名称を付記する。

第 11 章 賞 罰

第 59 条 人物及び学術優秀な学生は、選考によって授賞する。

第 60 条 本学学生にしてその本分に反した行為があつたと認められたときは、その輕重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

第 12 章 納付金及び授業料等

第 62 条 第 27 条に定める入学に必要な納付金は、別表第 4 (略) のとおりとする。

第 63 条 学生は、別表第 4 (略) の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きによって分納することができる。

第 64 条 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。

第 65 条 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第 4 (略) のとおりとする。

第 66 条 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

第 13 章 奨 学

第 67 条 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

第 68 条 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させることがある。

第 14 章 交換留学生、特別聴講生、科目等履修生及び聴講生

第 69 条 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。

第 70 条 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受入を許可することができる。

第 71 条 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。

第 72 条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聽講に関する事項は、別に定める。

第 16 章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

第 77 条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。

第 78 条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する事項は、別に定める。

第 79 条 学生は、学年ごとに保健センターにおいて健康診断を受けなければならない。

第 80 条 学生は、傷病の際、保健センターを利用することができる。

第 17 章 学生寮

第 81 条 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第 18 章 公開講座及び各種講習会等

第 82 条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。

2 前項に関する事項は、別に定める。

附 則

1 本学則は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 57 条の適用については、なお従前の例による。

[総合人間科学部看護学科の設置]

[学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の明示]

[収容定員の変更]

[全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正]

[学部学科別卒業所要単位表改正]

[学費改定]

18.
年

譜

年譜

18. 年

譜

- 1911 年（明治 44 年） 財團法人上智学院設立。
- 1913 年（大正 2 年） 専門学校令による上智大学開設。
- 1928 年（昭和 3 年） 大学令による上智大学開設。
- 1951 年（昭和 26 年） 新制大学院神学研究科（神学専攻），哲学研究科（哲学専攻），西洋文化研究科（西洋文化専攻），経済学研究科（経済学専攻）の修士課程を開設。
- 1955 年（昭和 30 年） 神学研究科（組織神学専攻），哲学研究科（哲学専攻），西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学各専攻），経済学研究科（経済制度・組織専攻）の博士課程を開設。
- 1966 年（昭和 41 年） 文学研究科（教育学専攻），法学研究科（法律学専攻），理工学研究科（機械工学専攻，電気・電子工学専攻，応用化学専攻，化学専攻及び物理学専攻）の修士課程を開設。
西洋文化研究科（西洋文化専攻）の修士課程を文学研究科（史学専攻，英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の修士課程に改組。
西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程を文学研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程に改組
- 1968 年（昭和 43 年） 文学研究科に教育学専攻及び日本史学専攻の博士課程を増設。
文学研究科に国文学専攻及びフランス文学専攻の修士課程を増設。
法学研究科（法律学専攻）及び理工学研究科（機械工学専攻，電気・電子工学専攻，応用化学専攻，化学専攻及び物理学専攻）の博士課程を開設。
- 1969 年（昭和 44 年） 理工学研究科に数学専攻の修士課程を増設。
- 1970 年（昭和 45 年） 文学研究科に国文学専攻の博士課程を増設。
外国語学研究科（言語学専攻）の修士課程を開設。
- 1971 年（昭和 46 年） 文学研究科にフランス文学専攻及び史学専攻（日本史学専攻を改組）の博士課程を増設。
文学研究科に新聞学専攻の修士課程を，外国語学研究科に国際関係論専攻の修士課程を増設。
- 1972 年（昭和 47 年） 文学研究科に社会学専攻の修士課程を，理工学研究科に数学専攻の博士課程を増設。
- 1973 年（昭和 48 年） 外国語学研究科に言語学専攻及び国際関係論専攻の博士課程を開設。
- 1974 年（昭和 49 年） 文学研究科に新聞学専攻及び社会学専攻の博士課程を増設。
- 1976 年（昭和 51 年） 大学院学則を改正し，博士前期，後期課程に変更。
- 1978 年（昭和 53 年） 理工学研究科に生物科学専攻の博士前期課程を増設。
- 1979 年（昭和 54 年） 外国語学研究科に比較文化専攻の博士前期課程を増設。
- 1981 年（昭和 56 年） 理工学研究科に生物科学専攻の博士後期課程を増設。
- 1992 年（平成 4 年） 文学研究科に心理学専攻の博士前期課程を増設。
- 1994 年（平成 6 年） 文学研究科に心理学専攻の博士後期課程を増設。
- 1997 年（平成 9 年） 外国語学研究科に地域研究専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
- 2001 年（平成 13 年） 文学研究科心理学専攻博士前期課程に臨床心理学コースを設置。
- 2004 年（平成 16 年） 法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）専門職学位課程を増設。
- 2005 年（平成 17 年） 文学研究科（教育学専攻，心理学専攻及び社会学専攻）の博士課程（前期・後期）を総合人間科学研究科（教育学専攻，心理学専攻，社会学専攻及び社会福祉学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。
地球環境学研究科（地球環境学専攻）の博士課程（前期・後期）を開設。
- 2006 年（平成 18 年） 外国語学研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）をグローバル・スタディーズ研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。
外国語学研究科比較文化専攻博士前期課程をグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻の博士前期課程に改組。
グローバル・スタディーズ研究科にグローバル社会専攻の博士後期課程を増設。

- 2007 年（平成 19 年） 経済学研究科に経済学専攻の博士後期課程及び経営学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
文学研究科教育学専攻及び社会学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2008 年（平成 20 年） 理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、数学専攻、物理学専攻及び生物科学専攻）の博士課程（前期・後期）を理工学研究科（理工学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。
文学研究科心理学専攻の博士前期課程を廃止。
外国語学研究科国際関係論専攻の博士前期課程を廃止。
外国語学研究科比較文化専攻を廃止。
外国語学研究科地域研究専攻博士前期課程を廃止。
- 2009 年（平成 21 年） 理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、物理学専攻、応用化学専攻及び化学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2010 年（平成 22 年） 理工学研究科数学専攻博士前期課程を廃止。
- 2011 年（平成 23 年） 総合人間科学研究科に看護学専攻の修士課程を増設。
文学研究科に文化交渉学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。

本 学 の 施 設

19. 本学の施設

研究所・センター等および事務所関係一覧

電話番号は内線番号です。外線からかける場合は 03-3238-XXXX (内線番号) としてください。

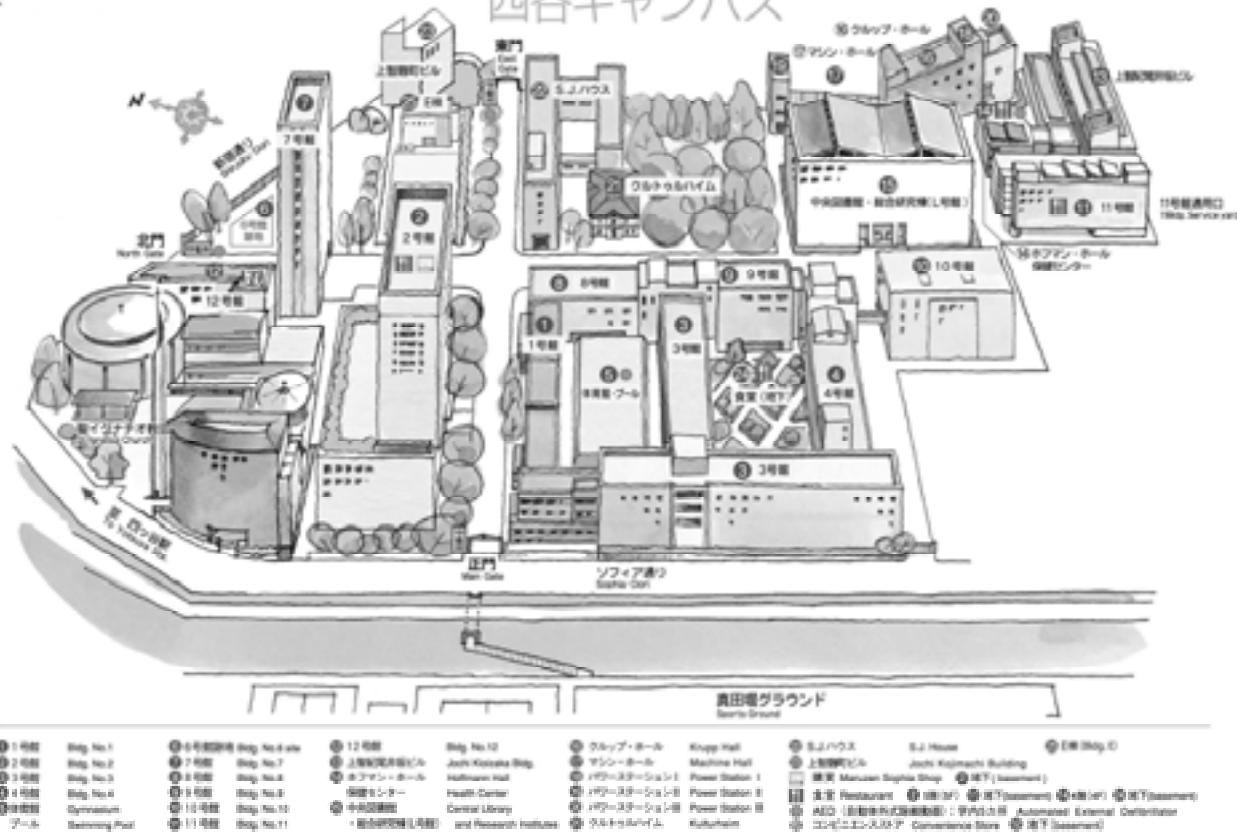
キリスト教文化研究所	L号館－8F	内線 3540
中世思想研究所	L号館－8F	3822
イベロアメリカ研究所	L号館－6F	3530
国際言語情報研究所	L号館－5F	3493
グローバル・コンサーン研究所	L号館－7F	3023
比較文化研究所	10号館－3F	4082
ヨーロッパ研究所	L号館－7F	3902
アジア文化研究所	2号館－8F	3697
アメリカ・カナダ研究所	L号館－7F	3908
地球環境研究所	L号館－4F	4415
キリストン文庫	L号館－8F	3538
モニュメンタ・ニポニカ	L号館－2F	3543
アジア人材養成研究センター	2号館－6F	4136
半導体研究所	パワーステーション 1-B 1F	3336
生命倫理研究所	市谷キャンパス 研究棟4F	4621
グリーフケア研究所	7号館－4F	3776

事務関係 ※電話番号は内線番号です。外線からかける場合は「03-3238-××××（内線番号）」としてください。

学事センター	教務（履修登録、時間割、試験、成績管理、修士論文等）	2号館－1F	内線 3515
	学籍・証明書（各種証明書、学生証再発行、住所変更、氏名変更、保証人変更、休学、退学、復学等、博士論文、委託聴講）	2号館－1F	3519
	学費	2号館－1F	3195
課程センター	教職課程、学芸員課程等	4号館－1F	3520
入学センター	学部入試（一般入試、推薦入試、編入学試験等）	2号館－1F	3167
	大学院入試		3517
国際交流センター	交換留学の派遣・受入、文科省（長期海外留学支援、国費留学生等）	2号館－1F	3521
学生センター	奨学金・課外活動・医療費補助（学生健康保険互助組合）・振込口座届等	2号館－1F	3523
保健センター	健康診断・健康診断証明書・健康についての相談	ホフマン・ホール2F	3394
カウンセリングセンター	学生生活に関する情報・リーフレットの配布	10号館－3F	3559
キャリアセンター	就職に関する情報収集・提供、相談等	2号館－1F	3581
図書館	閲覧・貸出	L号館－1F	3510
	レファレンス		3507
総合メディアセンター	コンピュータ利用、e-Learning、メール、ネットワーク等の利用相談、各種申請	2号館－3F	3101
インフォメーション サービスオフィス	物品貸出、遺失物、会議室の申込、セミナーハウス、ヒュッテの申込等	2号館－1F	3112
資金グループ	出納	2号館－4F	3186
管財グループ	施設管理、防犯防災	2号館－4F	3143
	物品調達、清掃、廃棄物処理	2号館－1F	3141
カトリックセンター	ミサ、聖書講座、講演会などキリスト教に関するさまざまな活動及び相談	2号館－1F	4161
石神井キャンパス	石神井分館（神学部図書館）業務、その他		03(5991)0343

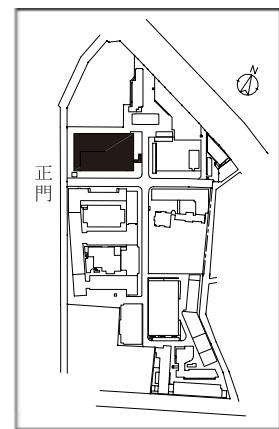
その他の施設

正門守衛所	正門前	3000
Maruzen Sophia Shop	書籍等の販売	2号館－B1F

Yotsuya Campus
四谷キャンパス

キャンパス所在地

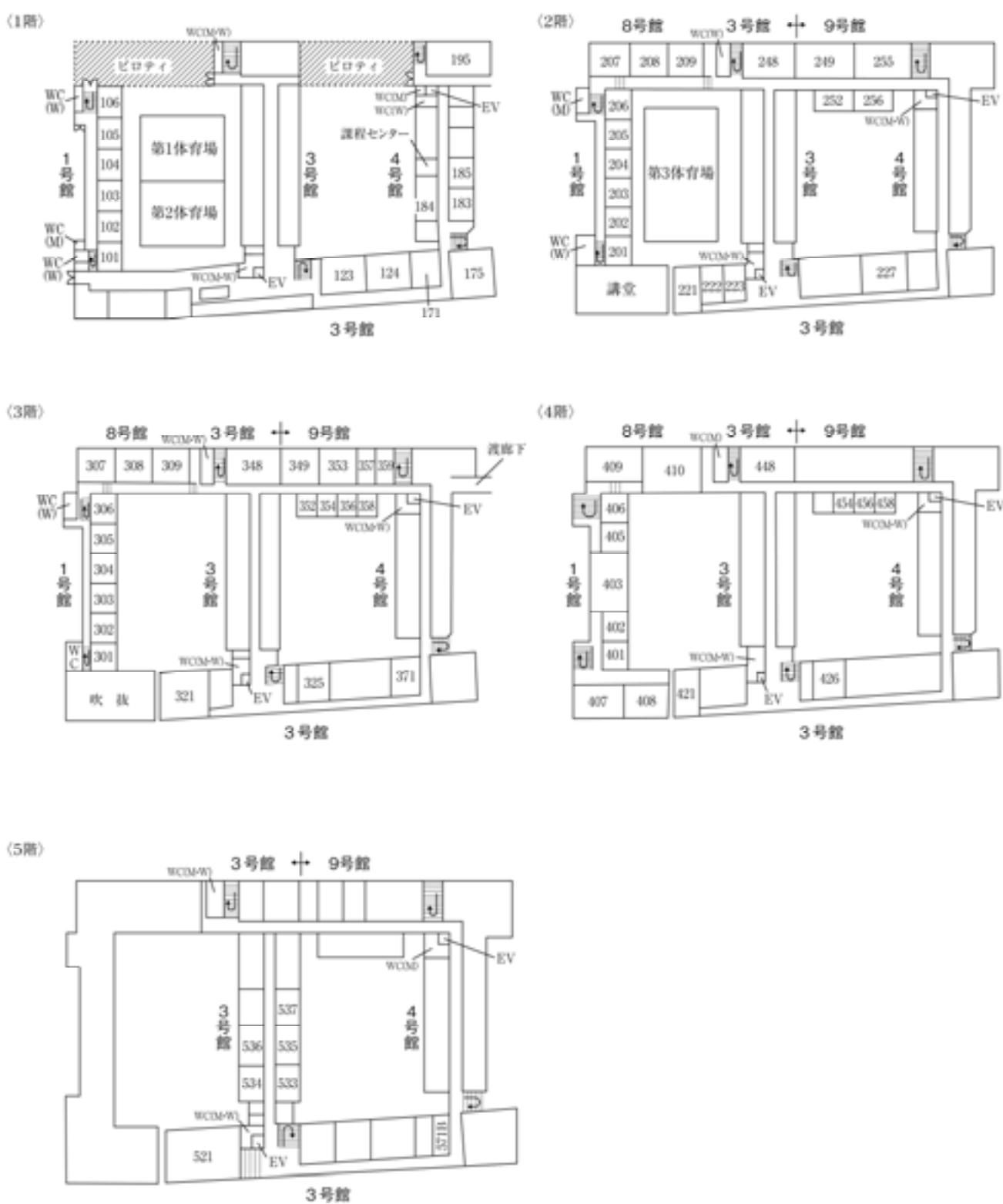
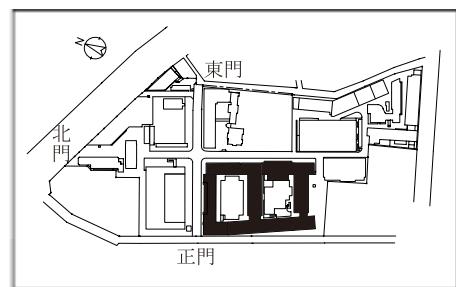
四谷キャンパス	〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7 番 1 号	☎ 03-3238-3111
市谷キャンパス	〒102-0081 東京都千代田区四番町 4	☎ 03-3238-4019
石神井キャンパス	〒177-0044 東京都練馬区上石神井 4 丁目 32 番 11 号	☎ 03-5991-0343
秦野キャンパス	〒257-0005 神奈川県秦野市上大槻山王台 999	☎ 0463-83-9331
目白聖母キャンパス	〒161-8550 東京都新宿区下落合 4 丁目 16 番 11 号	☎ 03-3950-0171



掲示板（2号館1階）

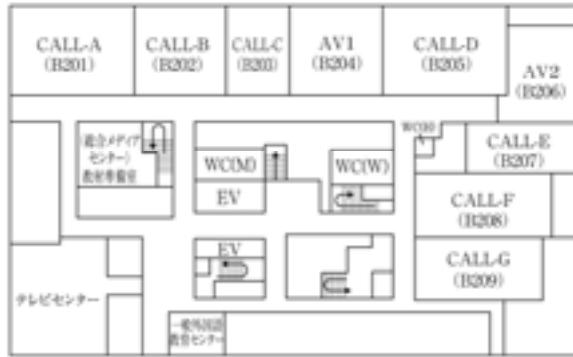


1・3・4・8・9号館

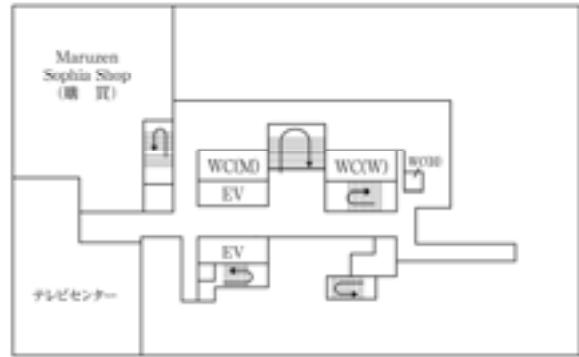


2号館

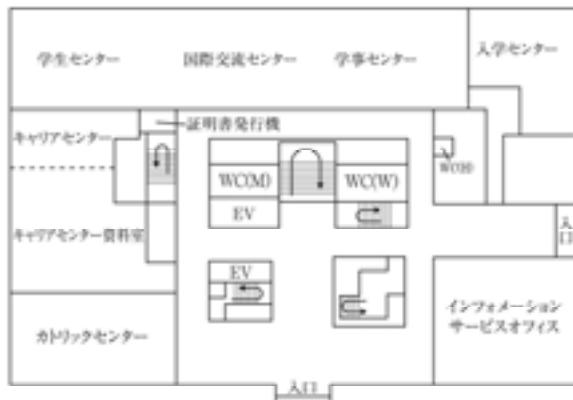
(B2階) WC(M) WC(W)



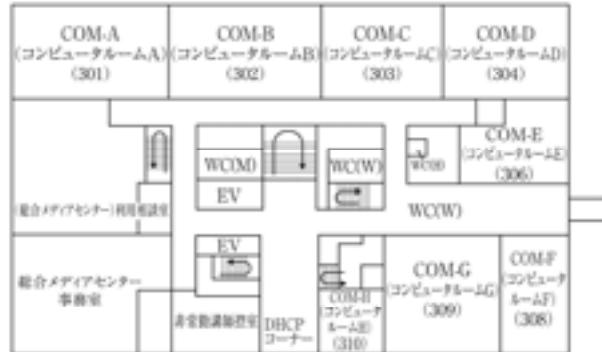
(B1階)



(1階)

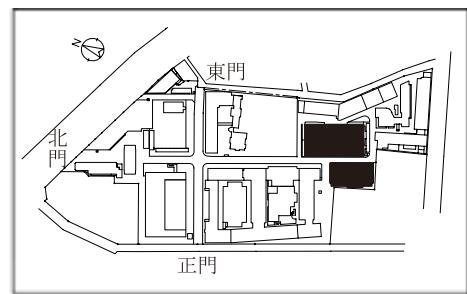


(3階)

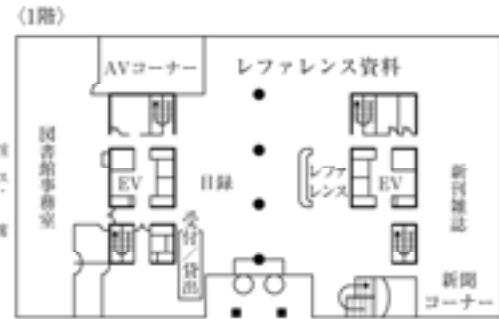
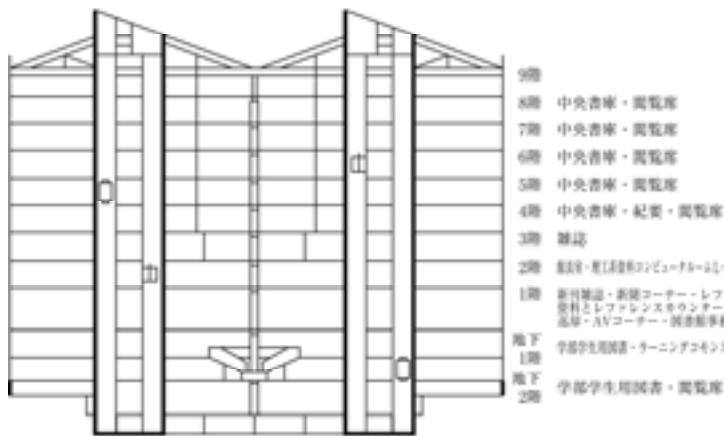


(5階)

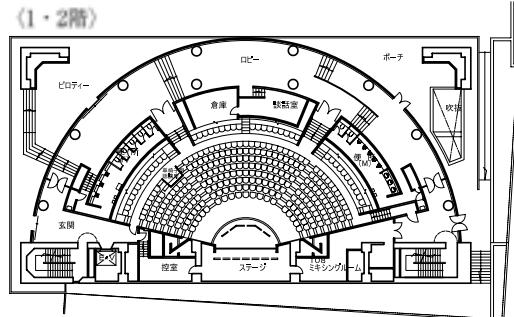
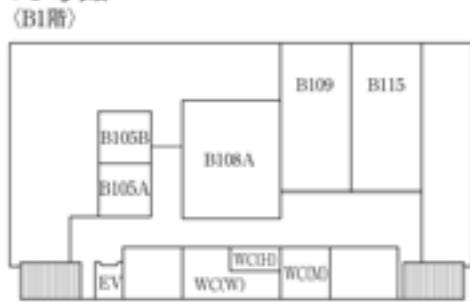




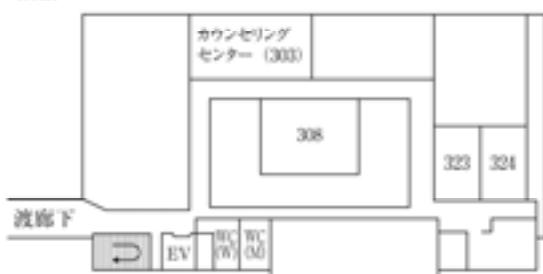
中央図書館・総合研究棟 (L号館)



10号館



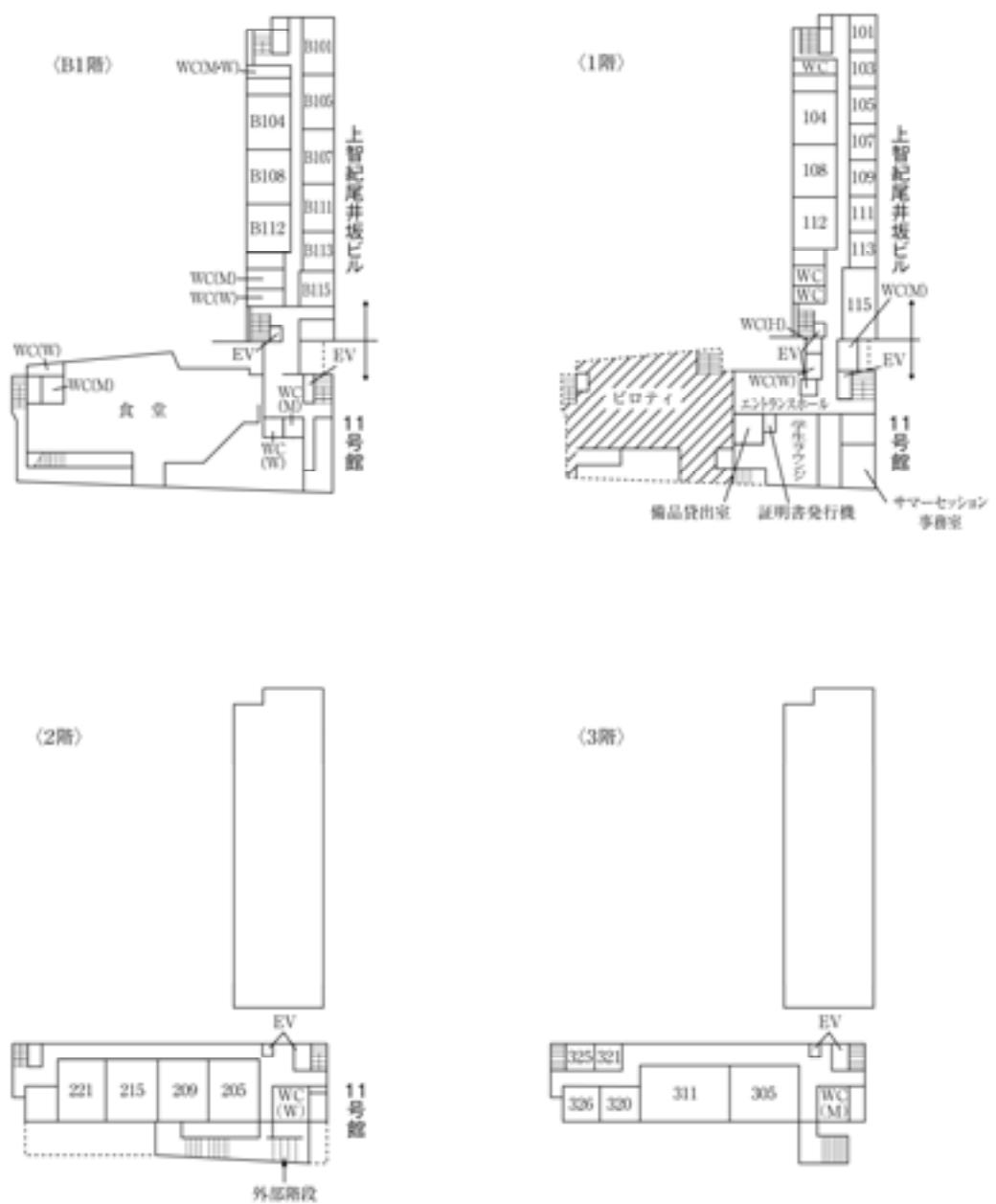
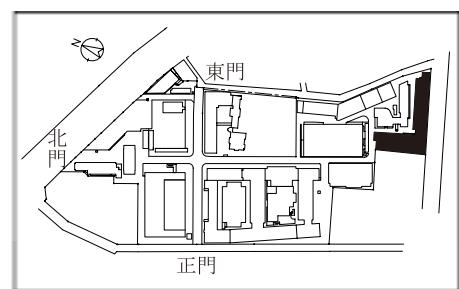
(3階)



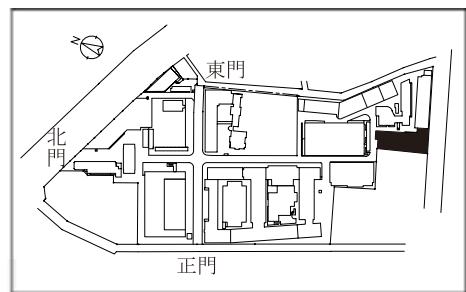
(4階)



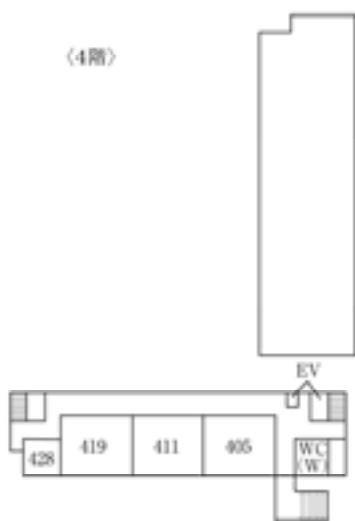
11号館・上智紀尾井坂ビル



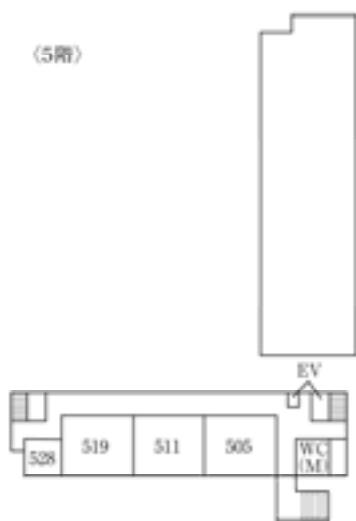
11号館



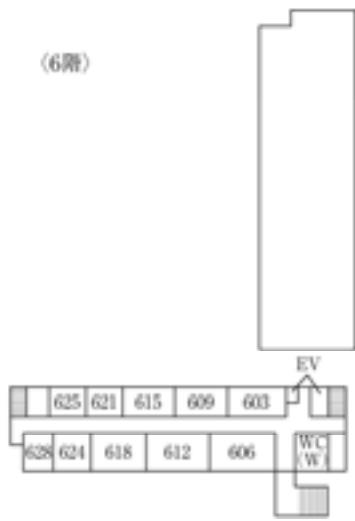
〈4階〉



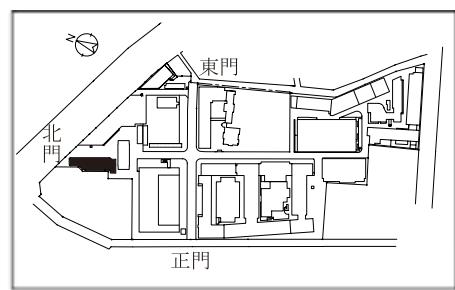
〈5階〉



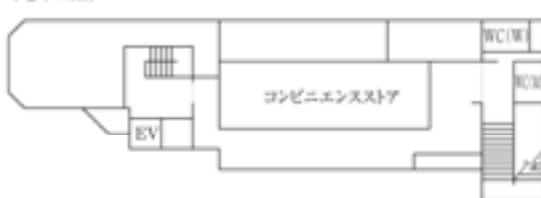
〈6階〉



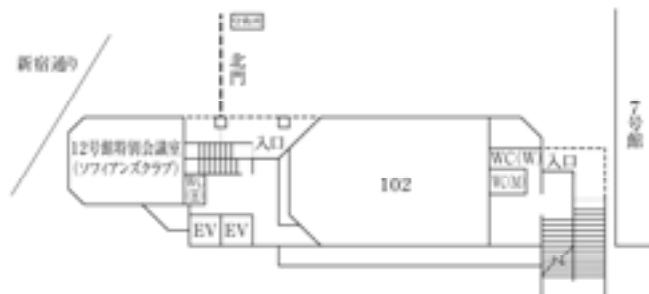
12号館



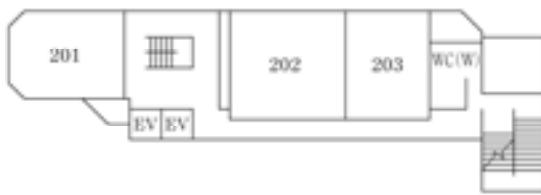
(地下1階)



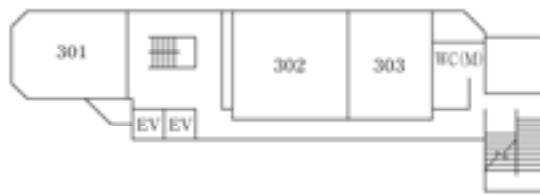
(1階)



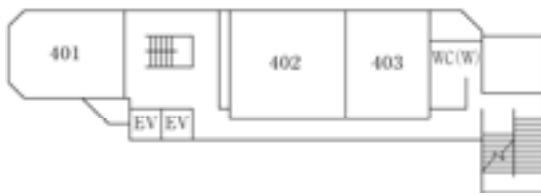
(2階)



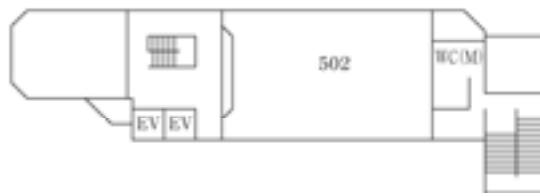
(3階)



(4階)

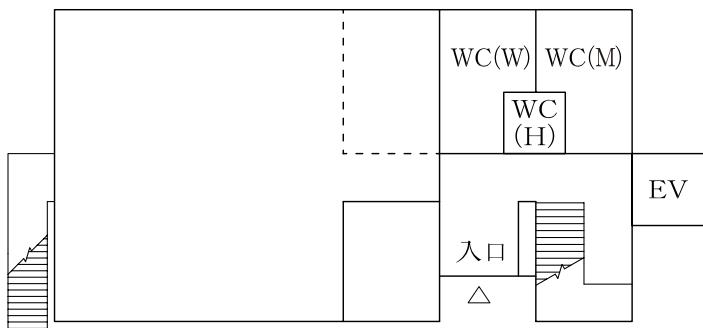


(5階)

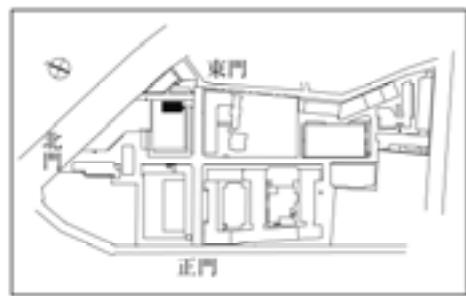
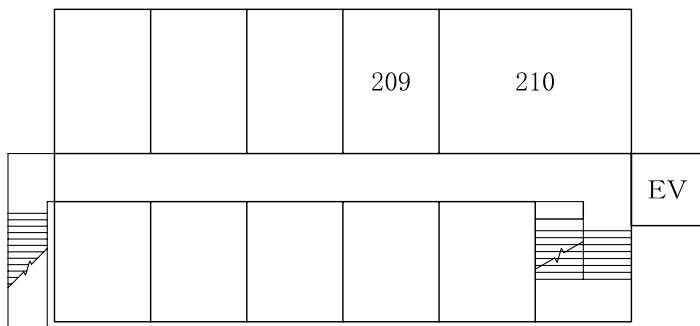


E棟

(1階)



(2階)



中央図書館・総合研究棟

9 F	上智大学史料室, 会議室
8 F	中央書庫（専門・研究図書, 大型本, ピーター・ミルワードコレクション, 研究所所蔵図書）, 閲覧席, 会議室, 研究個室 中世思想研究所, キリスト教文化研究所, キリストン文庫
7 F	中央書庫（専門・研究図書, 和装本, EU情報センター資料, 研究所所蔵図書）, 閲覧席, 研究個室 フランス文学研究室, フランス語研究室, アメリカ・カナダ研究所, グローバル・コンサーン研究所, 哲学研究室, 英米文学研究室, 英語研究室, ヨーロッパ研究所, EU情報センター, 神学研究科研究室
6 F	中央書庫（専門・研究図書, 研究所所蔵図書）, 閲覧席, 会議室 イベロアメリカ研究所, 国文学研究室, 教育学研究室, グローバル社会専攻研究室, ドイツ文学研究室, アジア文化研究所図書室
5 F	中央書庫（専門・研究図書）, 閲覧席, 複写サービス室, 会議室, 研究個室 社会学研究室, 社会福祉研究室, 言語学研究室, 國際言語情報研究所, 史学研究室, 経済学研究室
4 F	中央書庫（専門・研究図書）, 閲覧席, 会議室, 研究個室 法学研究室, 國際関係論研究室, ロシア語研究室, 新聞学研究室, 文化交渉学研究室, 看護学研究室, 地球環境研究所
3 F	雑誌書庫（人文・社会系雑誌バックナンバー）, 新聞書庫（新聞バックナンバー）, 大学紀要, 閲覧席, タイプ室, 共同研究室 地球環境学研究科研究室, 職員ラウンジ
2 F	専門・研究図書（理工系）, 理工系雑誌バックナンバー, 理工系新着雑誌, レファレンス資料（理工系）, 閲覧席, コンピュータールーム L・情報検索室 図書館事務室（館長室）, モニュメンタ・ニボニカ, 研究支援センター
1 F	OPACコーナー, カード目録, レファレンス資料（人文・社会系）, 新着図書展示書架, 人文・社会系新着雑誌, 新聞コーナー, 閲覧席, 貸出カウンター, レファレンスカウンター, AVコーナー, 貴重資料等展示コーナー 図書館事務室（総務・雑誌・選書・図書・レファレンス・閲覧）
B 1	学部学生用図書, 閲覧席, ラーニング・コモンズ, グループ学習室, 学生ラウンジ, OPACコーナー
B 2	学部学生用図書, 閲覧席 図書館事務室（システム室）, 集密書庫